

審査基準整理票

処分名	毒物劇物販売業の登録の更新		
根拠法令名	毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)	(条項) 第 4 条第 4 項	
基準法令名			
所管部署	大津市保健所 保健総務課 医事薬事係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 [毒物劇物販売業の登録の更新に係る審査基準] 毒物劇物販売業の登録の更新に係る審査基準は、毒物劇物販売業の登録に係る審査の基準となる毒物及び劇物取締法第 5 条及び毒物及び劇物取締法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 4 号) 第 4 条の 4 第 2 項の規定を準用する。 なお、当該法令は、担当課において備え置く。			
参 考 [根拠法令] 毒物及び劇物取締法 (営業の登録) 第 4 条 1~3 略 4 製造業又は輸入業の登録は、5 年ごとに、販売業の登録は、6 年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。			

[基準法令]

毒物及び劇物取締法

(登録基準)

第5条 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその者が第19条第2項若しくは第四項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して2年を経過していないものであるときは、第4条の登録をしてはならない。

毒物及び劇物取締法施行規則

(製造所等の設備)

第4条の4 毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 毒物又は劇物の製造作業を行なう場所は、次に定めるところに適合するものであること。
 - イ コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。
 - ロ 毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。
 - 二 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
 - イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
 - ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
 - ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。
 - ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。
 - ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。
 - 三 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
 - 四 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。
- 2 毒物又は劇物の輸入業の営業所及び販売業の店舗の設備の基準については、前項第2号から第4号までの規定を準用する。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。